

福島県の最低制限価格等の算定式について

令和6年1月18日
福島県入札監理課

1 工事の最低制限価格等の算定式について

(1) 算定式（税抜き）

最低制限価格等^{※1} = 中央公契連モデル式^{※2} × A(県独自係数)^{※3} (100円未満切り捨て)

※1 最低制限価格等とは、価格競争における最低制限価格及び総合評価方式における調査基準価格、評価基準価格をいう。

※2 中央公契連モデル式（中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル式）は、次に掲げる額の合計額とする。

- 直接工事費に 0.97 を乗じた額（1円未満切り捨て）
- 共通仮設費に 0.90 を乗じた額（1円未満切り捨て）
- 現場管理費に 0.90 を乗じた額（1円未満切り捨て）
- 一般管理費に 0.68 を乗じた額（1円未満切り捨て）

ただし、この合計額が工事価格に 0.92 を乗じた額を上回る場合は、工事価格に 0.92 を乗じた額を計上し、0.87 を乗じた額を下回る場合は工事価格に 0.87 を乗じた額を計上する。

※3 A(県独自係数)は以下のとおりとする。

$$A = -0.02 \times \log(\text{工事価格}) + 1.3765$$

log は自然対数、A のまるめは行わない。

(2) 最低制限価格等の範囲

最低制限価格等の範囲は予定価格の 87%～92%とする。

算定額がこの範囲を上回った場合は範囲の上限値を、下回った場合は範囲の下限値を最低制限価格等とする。

(3) 適用年月日

当該算定式は、令和4年4月1日以降に起工する工事から適用する。

適用の有無は、入札公告「1 入札に付する事項」に記載する。

2 業務委託の最低制限価格等の算定式について

(1) 算定式（税抜き）

最低制限価格等^{※1} = 業種区分毎に(①+②+③)^{※2} (100円未満切り捨て)

※1 最低制限価格等とは、価格競争における最低制限価格及び総合評価方式における調査基準価格、評価基準価格をいう。

※2 ①②③は、下表に掲げる額（それぞれ1円未満を切り捨てる）

業種区分	①	②	③
測量	直接測量費の額	諸経費に0.55を乗じた額	—
土木設計	直接原価の額	その他原価に0.92を乗じた額	一般管理費に0.49を乗じた額
建築設計	直接人件費の額	技術経費の額	諸経費に0.50を乗じた額
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額	諸経費に0.50を乗じた額

- 測量設計業務など複数の業種区分を合冊して発注するときは、業種区分毎に100円未満を切り捨てず合計し、その合計した額の100円未満を切り捨てるものとする。
- 地質調査の解析業務、用地調査、工損調査などは土木設計で算定する。

(2) 最低制限価格等の範囲

最低制限価格等の範囲は予定価格の2／3～85%とする。

算定額がこの範囲を上回った場合は範囲の上限値を、下回った場合は範囲の下限値を最低制限価格等とする。

(3) 適用年月日

当該算定式は、令和6年10月1日以降に起工する業務委託から適用。